

## 平成30年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)
980,000円	330,000円	17,600円	22,300円	26,400円	33,700円	35,100円	42,400円	43,900円	51,200円
1,000,000円	350,000円	31,500円	39,900円	46,100円	58,900円	60,800円	73,600円	75,400円	88,200円
1,250,000円	600,000円	58,400円	73,700円	73,000円	92,800円	87,700円	107,500円	102,300円	122,100円
1,500,000円	850,000円	114,900円	145,100円	100,000円	126,700円	114,600円	141,300円	129,200円	155,900円
1,750,000円	1,048,800円	136,300円	172,000円	147,800円	187,400円	136,000円	168,200円	150,600円	182,800円
2,000,000円	1,220,000円	154,700円	195,100円	166,300円	210,700円	189,700円	234,100円	169,000円	206,000円
2,250,000円	1,393,600円	173,400円	218,700円	202,600円	256,800円	208,300円	257,500円	187,800円	229,600円
2,500,000円	1,570,000円	192,400円	242,600円	221,600円	280,700円	227,400円	281,500円	250,800円	304,900円
2,750,000円	1,743,600円	211,100円	266,100円	240,300円	304,200円	246,000円	305,000円	269,400円	328,400円
3,000,000円	1,920,000円	230,000円	289,900円	259,300円	328,100円	288,500円	357,300円	288,500円	352,400円
3,250,000円	2,093,600円	248,800円	313,500円	278,000円	351,600円	307,200円	380,800円	307,100円	375,800円
3,500,000円	2,270,000円	267,700円	337,300円	297,000円	375,500円	326,200円	404,700円	326,200円	399,800円
3,750,000円	2,458,400円	288,000円	362,900円	317,300円	401,100円	346,500円	430,300円	375,700円	459,500円
4,000,000円	2,660,000円	309,800円	390,300円	339,000円	428,400円	368,300円	457,700円	397,400円	486,800円
4,250,000円	2,858,400円	331,100円	417,100円	360,400円	455,300円	389,600円	484,500円	418,800円	513,700円
4,500,000円	3,060,000円	352,900円	444,500円	382,100円	482,600円	411,300円	511,800円	440,500円	541,000円
4,750,000円	3,258,400円	374,200円	471,300円	403,500円	509,500円	432,600円	538,600円	461,900円	567,900円
5,000,000円	3,460,000円	396,000円	498,700円	425,200円	536,800円	454,400円	566,000円	483,600円	595,200円
5,250,000円	3,658,400円	417,300円	525,500円	446,500円	563,600円	475,700円	592,800円	505,000円	622,100円
5,500,000円	3,860,000円	439,100円	552,900円	468,200円	590,900円	497,500円	620,200円	526,700円	649,400円
5,750,000円	4,058,400円	460,400円	579,800円	489,600円	617,800円	518,800円	647,000円	548,100円	676,300円
6,000,000円	4,260,000円	482,100円	607,100円	511,300円	645,100円	540,600円	674,400円	569,800円	703,600円
6,250,000円	4,458,400円	503,400円	633,900円	532,700円	672,100円	561,900円	701,300円	591,100円	730,500円
6,500,000円	4,660,000円	525,200円	661,300円	554,400円	699,400円	583,700円	728,700円	612,800円	757,800円
7,000,000円	5,100,000円	572,600円	720,900円	601,800円	759,000円	631,000円	788,200円	660,200円	817,400円
7,500,000円	5,550,000円	621,100円	781,100円	650,200円	810,200円	679,500円	839,500円	704,200円	864,200円
8,000,000円	6,000,000円	669,500円	829,500円	696,600円	856,600円	718,000円	878,000円	739,300円	899,300円

65歳以上の年金収入の方※	1人世帯		2人世帯	
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分	
1,250,000円	50,000円	17,600円	26,400円	
1,500,000円	300,000円	17,600円	26,400円	
1,750,000円	550,000円	53,000円	67,700円	
2,000,000円	800,000円	97,700円	94,600円	
2,250,000円	1,050,000円	136,400円	147,900円	
2,500,000円	1,300,000円	163,300円	174,900円	
2,750,000円	1,550,000円	190,300円	219,400円	
3,000,000円	1,800,000円	217,200円	246,400円	
3,250,000円	2,050,000円	244,100円	273,300円	
3,500,000円	2,250,000円	265,600円	294,800円	
3,750,000円	2,437,500円	285,800円	315,100円	
4,000,000円	2,625,000円	306,000円	335,300円	
4,250,000円	2,827,500円	327,800円	357,100円	
4,500,000円	3,040,000円	350,700円	379,900円	
4,750,000円	3,252,500円	373,600円	402,800円	
5,000,000円	3,465,000円	396,400円	425,700円	
5,250,000円	3,677,500円	419,300円	448,600円	
5,500,000円	3,890,000円	442,300円	471,400円	
5,750,000円	4,102,500円	465,200円	494,300円	
6,000,000円	4,315,000円	488,000円	517,200円	
6,250,000円	4,527,500円	510,900円	540,200円	
6,500,000円	4,740,000円	533,800円	563,000円	
6,750,000円	4,952,500円	556,700円	585,900円	
7,000,000円	5,165,000円	579,500円	608,800円	
7,250,000円	5,377,500円	602,400円	631,700円	
7,500,000円	5,590,000円	625,300円	654,500円	
8,000,000円	6,045,000円	674,400円	700,100円	

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●平成30年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、平成29年1月から12月の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。  
また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、医療分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、医療分+支援分欄をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険年金係へお願いします。